

## 羽村市廃棄物減量等推進審議会傍聴の定め

(趣旨)

**第1条** 羽村市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續)

**第2条** 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、審議会傍聴人名簿に所定事項を記入しなければならない。

(傍聴人の数)

**第3条** 傍聴人の数は、会議場の広さ等に応じて、会長が判断し決定する。

(傍聴席)

**第4条** 傍聴人は、会長が指定する席に着席しなければならない。

(傍聴席に入ることのできない者)

**第5条** 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 危険物その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 示威行為等を行うおそれのある者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

**第6条** 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨として、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 委員の発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、高笑等会議の進行に影響のある言動をしないこと。
- (3) 会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 帽子、腕章、鉢巻き等の類を着用しないこと。
- (5) 会議中にみだりに席を離れないこと。
- (6) 傍聴により知り得た情報により、審議会若しくは特定の委員を中傷するような行為又は類する行為を行わないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

**第7条** 傍聴人は傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、審議会に諮り、その過半数が特に必要と認めた場合においては、条件を付して許可することができる。

(会議の非公開)

**第8条** 会長は、委員に諮り、その過半数が必要と認めたときは、その日の審議会の全部又は一部を非公開とすることができる。

(傍聴人の退場)

**第9条** 会長は、傍聴人がこの定めの規定に違反していると認められる場合は、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

3 非公開とされた議題の開始に当たっては、会長は、傍聴人を退場させるものとする。

(委任)

**第10条** この定めによるもののほか審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**付 則**

この定めは、平成17年6月1日から施行する。